

家族農業とその継承

農林水産委員会 専門員

おおかわ あきたか
大川 昭隆

国際連合は、2014年の「国際家族農業年」に続き、2019年から2028年を「家族農業の10年」と定め、加盟国及び国際機関に対し、家族農業に関する施策の推進を求めている。家族農業とは家族労働を基本とする農業経営のことであり、雇用労働を基本とする企業による農業経営と対比される。平成27年の農林業センサスによると、日本の農業経営体の総数は137万7,266、そのうち家族経営体数は134万4,287(98%)である。また、大規模経営として知られる米国も同様であり、家族経営体が99%を占めている。

日本の家族経営体のうち4,323が会社法人(株式会社、持ち分会社)の形態で経営を行っている。一般的な企業ではなく、個人事業として営農している農家が法人化(法人成り)したもので、家族農業の延長線上に位置付けられ、「一戸一法人」と称されている。

私は市民農園を借りて20年近くになるが、過去2回、閉園により利用できなくなったことがある。いずれも農地所有者の方が亡くなられたためと聞いている。

農業後継者がいるのにも関わらず、相続税や贈与税の納税のために農地が売却されることは政策的に望ましくない。農業経営の継承を税制面から支援するため、農地に関する相続税又は贈与税を事実上免除する「納税猶予の特例制度」の措置が講じられている。

先の閉園事例の一つでは、事前に対策を検討されていたが、その途中で相続が発生し、相続税を支払うため、農地の一部を転用して売却しなければならなくなったそうである。

戦前及び戦後の高度成長期頃までは、後継者一人に農地を含めた農業経営資産を一括相続することが行われていたが、農地価格の高騰を受け、法定相続分による分配が求められるようになってきた。農地を分割すると、後継者が相続する農地面積が減少し、その後の農業経営が不安定となる可能性が高くなる。また、相続では所有権取得に農地法上の許可は必要なく、営農の意思のない相続人も所有者になることができる。その場合、放置等の農地管理上のリスクが生ずる。このため、納税猶予制度を利用し後継者に相続することが望ましい。また、農業経営資産を法人に移転しておく、相続に伴う問題を回避できる。

家族農業では、農業経営資産の所有権や対外取引の主体は個人事業主である者だけの名義になっている場合が多いと思われる。家族間の役割分担や就業条件を策定し、各人の経営に対する貢献度や農業収益の配分を正當に評価するため、政府は「家族経営協定」の締結を推奨している。締結農家数は平成29年度末で57,605である。法人であれば、協定内容を対外的に明確にでき、また、家族が、事業主名義ではなく法人名義で営農活動できる。

家族農業を通じ多くの方が農業に従事し、農地等の地域資源や農村の維持に貢献をしている。全ての家族農業に有用ということではないが、一戸一法人の仕組みを検討してはどうか。代々受け継がれた農地が後の世代に継承され、耕作され続けることを望みたい。